

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）

（文部科学省）

制度名	日本版「プラウドギビング」※信託の創設（非営利団体に寄附する信託の寄附優遇対象化）		
税目	所得税、法人税、相続税（共同要望：金融庁）		
要望の内容	<p>個人寄附者とNPO法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、所要の税制措置を講じる。</p> <p>(1) 信託する金銭に対する寄附金控除の適用 (2) 受託財産からの運用収益に対する非課税措置 (3) 受給者に交付される金銭に対する適切な課税措置 (4) 寄附金控除における繰越控除制度の創設 (5) 金銭の寄附を目的とする有価証券や不動産等の処分に係る譲渡益に対する非課税制度の導入</p> <p>※ 計画的寄附。アメリカでは、例えば非営利団体への寄附を目的に金銭を信託した場合、寄附金控除が受けられるほか、委託者の生存中（または一定期間）、信託財産の一定額が委託者にも戻され、信託期間終了後（又は委託者死亡後）には、残余財産が非営利団体に交付される。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲161 百万円 （ — 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的</p> <p>「新しい公共」宣言（平成 22 年 6 月 4 日「新しい公共」円卓会議）や新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等に盛り込まれている「新しい公共」の実現のためには、その担い手となるNPO法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体の活動を市民や企業が参加して積極的に支え合うことが重要である。そのため、非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人が寄附しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>市民一人一人からの寄附は非営利団体の活動を資金面で支えるものであるが、我が国の個人寄附の額は約 2000 億円であり、経済規模や個人金融資産額と考慮してもアメリカ合衆国の規模（約 23 兆円）との差は歴然としている。</p> <p>株式会社日経リサーチの調査によると、現在寄附を行っていない理由として約 6 割の者が「寄附金が確実に支援に使われるかわからない」と回答している。</p> <p>また、今後寄附したいと回答している者は 7 割強であるが、寄附を始める・増やす際の重視点として、「寄附金の使途や活動内容の報告を受けられる」と回答する者が約 6 割である。</p> <p>以上より、個人が寄附しやすい環境を整備するためには、個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能の強化が求められていると言え、その一つの政策手段として非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設は必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	「新しい公共」の実現のため、NPO法人や一般社団法人、一般財団法人等非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	株式会社日経リサーチの調査を踏まえ、当該信託の市場規模は、年間あたり 771.5 億円と試算される。このうち、2割が受給者へ給付される前提で制度設計をした場合、617.2 億円の個人寄附が増加すると見込まれる。なお、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附は、66.7 億円増加すると見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

		要望の措置の妥当性	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
		これまでの要望経緯	